

平成30年7月豪雨に係る代替償却資産特例の適用申請について

平成30年7月豪雨により滅失または損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者の方等が、平成35年3月31日までの間に被災償却資産に代わるものと認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得又は改良した場合、代替償却資産については、固定資産税の課税標準を取得又は改良の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置が適用されます。

（地方税法第349条の3の4）

この課税標準の特例措置の適用を申請する場合は、次の要領により書類を作成のうえ、申請してください。

■ 特例措置の概要

1. 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2. 特例措置の対象となる資産

（1）対象資産（代替償却資産）

① 平成30年7月豪雨の被災により滅失し、又は損壊した償却資産の代替えとして取得した資産

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- 被災償却資産の除却又は売却等の処分がなされていること

② 平成30年7月豪雨の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

（2）取得期限

平成30年7月5日から平成35年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

（3）特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

■ 提出要領

1. 提出書類

代替償却資産特例の申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

（1）平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申請書

（2）代替償却資産対照表

（3）被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類（り災証明書(写)等)

（4）被災償却資産が所在したことを証する書類（岡山市内の場合不要）

（5）平成30年1月2日から平成30年7月4日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等)

（6）相続人であることを証する書類（相続人の場合）

（7）合併法人又は分割承継法人であることを証する書類（該当する場合）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

2. 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日

3. 提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号（分庁舎3階）

岡山市役所財政局税務部課税管理課償却資産係